

高校生の就職支援の在り方に関する意見

令和元年5月20日
規制改革推進会議

高卒の採用選考は、全国統一的に採用選考期日等の申合せを行った上で、都道府県ごとの状況に応じて具体的運用がなされている。

「1人1社制」と呼ばれる学校による就職斡旋の仕組みは、時代に合わせて変化を遂げつつ、高卒就職者がピーク時の約93万人（昭和44年¹）から18.4万人に大きく減少した現在²でも広く普及している。この仕組みにより、漏れのない応募機会の提供や確実に内定を得るための支援が行われ、学事日程への影響を最小限にとどめる短期間のマッチングもなされてきた。

就職は人生の一大イベントである。現行の採用選考のやり方について、当事者である高校生や保護者の希望や意向が十分に反映されていないのではないか、あるいは就職の機会を保障しようとするあまり、かえって当事者の主体性を過度に制限しているのではないか、との指摘がある。また、就職後3年以内の離職率が約4割にのぼり、特に就職1年以内の離職率が大卒に比べて高いという結果³から、採用選考の選択肢を広げる余地はないか、との指摘もある。

現在、『骨太方針2018』を踏まえ、文部科学省・厚生労働省による「高等学校就職問題検討会議」において、高卒就職慣行の在り方等について議論がなされており、そこでは、以下の観点も含めた検討を行うべきである。

1. 現状の課題

- (1) 現在の一連の採用選考に関し、現役の高校生や高卒で就職した者等の意見を聞くなど、その評価を把握する取組が行われておらず、就職1年以内の早期離職が多く発生する原因の調査等も十分なされていない。
- (2) 高卒求人動向は、製造業から福祉等のサービス業に大きくシフトするなど、社会情勢や景気動向に影響を受けやすい。また、高校との関係が薄い新興企業等から、採用実績がないこと等により、現在の仕組みの下では生徒への紹介・斡旋がなされにくいという声も上がっている。一方、学校やハローワークのみならず、インターネットなど多様な職業・企業情報の入手経路が生まれている中で、生徒が信頼できる就職のための情報を十分に入手し、それを適切に活用するための支援が不足している。また、就職支援の経験が必ずしも多くない普通科等の進路指導担当教員が、必要なスキルを習

¹ 文部科学省「学校基本調査(1967年)」によると、高卒就職生のピークは1967年の929,342人。

² 平成30年3月の高卒就職者数は184,094人(平成30年3月新規高等学校卒業者の就職状況(平成30年3月末現在)に関する調査。高卒就職者数のピークは、1968年の929,342人(文部科学省 学校基本調査)。

³ 厚労省より「卒業後3年以内離職率の推移」が公表されている。平成30年10月23日公表資料によれば、平成27年3月に卒業した新規学卒者の就職後3年以内の離職率は、新規高卒就職者の約4割、新規大卒就職者の約3割が就職後3年以内に離職している。

得する研修の機会も不十分である。

- (3) 高卒生に対しては、就職時のみならず卒業後も一定期間にわたって定着支援を手厚く行うことが重要である。しかし、仕事や職場に関する相談、能力開発等キャリア支援など、卒業後・就職後の生徒の早期離職を防止するための支援の仕組みは総じて弱い。

4

- (4) 1人1社制は、地域で就職したい生徒と地域の高卒生を採用したい企業の双方を効率的にマッチングできるというメリットを有する。しかし、昨今、働きたい場所を始め、生徒の職業に対する価値観が多様化するのみならず、当初より就職を意識した教育・訓練が十分とは言えない生徒が一部存在するという変化も起きている。こうした中で、複数企業の応募を強く希望する生徒への対応が十分にできないなどの個別の課題が生じており、高卒生と企業のミスマッチや早期離職の一因となっている可能性がある。

2. 取り組むべき事項

- (1) 高卒で就職した者が現在の採用選考の仕組みをどう評価しているか、また早期離職の背景にどのような要因があるかについて早急に実態の分析を行う。
また、高校生の就職活動の方針を取りまとめる立場の都道府県単位の検討の場でも、労働行政及び教育行政等が連携し、早期離職の原因を分析し、特にそれが高い場合には、地域の実情に応じて、生徒にとって望ましい対応の在り方を早急に検討し、今後の仕組みや取組に反映する。
- (2) 生徒が活用する情報源について現在の状況を把握した上で、地域の学校、ハローワークと自治体とが連携して、情報の利用方法を丁寧に教育・指導する。また、企業説明会や企業見学など、生徒の企業理解に資する材料や機会が適切かつ十分に提供されるよう、文部科学省と厚生労働省が連携して、高校の現場が活用できる方策を検討する。
- (3) 早期離職者への対応を含め、学校とハローワークが連携し、卒業後の一定期間、都道府県および厚生労働省と文部科学省が協力しながら、高卒就職者と伴走しつつ定着支援の仕組みを整える。

以上

⁴ 新卒者の離職率調査は、就職先の事業者から管轄のハローワークへ提出された雇用保険の「被保険者資格取得届」「被保険者資格喪失届」のデータから算定しており、離職高卒生の出身地域の把握ができない。